

議案第 1 2 号

令和 6 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度九十九里町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 3, 8 4 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 7 8, 1 4 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

九十九里町長 浅 岡 厚

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		198,584	1,075	199,659
	1. 後期高齢者医療保険料	198,584	1,075	199,659
3. 繰入金		71,678	△ 4,916	66,762
	1. 一般会計繰入金	71,678	△ 4,916	66,762
補正されなかった款項に係わる額		11,728	0	11,728
歳入合計		281,990	△ 3,841	278,149

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		264,620	△ 3,841	260,779
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	264,620	△ 3,841	260,779
補正されなかった款項に係わる額		17,370	0	17,370
歳出合計		281,990	△ 3,841	278,149

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	198,584	1,075	199,659
3. 繰入金	71,678	△4,916	66,762
補正されなかった款に係わる額	11,728	0	11,728
歳入合計	281,990	△3,841	278,149

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	264,620	△3,841	260,779				△3,841
補正されなかった款に係わる額	17,370	0	17,370				0
歳出合計	281,990	△3,841	278,149				△3,841

2. 歳入

(款) 1. 後期高齢者医療保険料

(項) 1. 後期高齢者医療保険料

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 特別徴収保険料	135,274	△ 7,398	127,876	1. 現年度分	△ 7,398	・ 現年度分 △ 7,398
2. 普通徴収保険料	63,310	8,473	71,783	1. 現年度分	8,600	・ 現年度分 8,600
				2. 滞納繰越分	△ 127	・ 滞納繰越分 △ 127
計	198,584	1,075	199,659			

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

2. 保険基盤安定繰入金	65,609	△ 4,916	60,693	1. 保険基盤安定繰入金	△ 4,916	・ 保険基盤安定繰入金 △ 4,916
計	71,678	△ 4,916	66,762			

3. 歳出

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	264,620	△ 3,841	260,779				△ 3,841	18. 負担金補助及び交付金	△ 3,841	・ 後期高齢者医療保険料等負担金 △ 3,841
計	264,620	△ 3,841	260,779				△ 3,841			